時事新報

第千三百六號
明治十九年六月十九日 土曜日
舊丙戌五月十八日 (庚戌)
(西暦一千八百八十六年)

時事新報

日本條約改正の影響

目下日本の條約改正最中、西洋諸國が勉めて公平の見を持し其改正の箇條能く日本人を滿足せしむると我國の爲めに謀りて素より渴望に堪へずと雖とも今又各國の爲めに謀りて此條約改正の影響如何と按ずれば其改正の極めて寛大なるを要するの事情あるもれ、如し抑も西洋諸國の人が千里を遠しとせずして東洋に來り共に交際し共に商賣するは何故あるや共に仁義を語るが爲めは非ず唯尋常に利を談ぜんとするが爲めのみ利を談ぜんとして東洋を見渡し共に語を交ふ可きものは何國あるや問はずして支那帝國たるを知る可きなり左れば支那帝國は西洋人の眼より見て東洋隨一の大富源、其人民に深交し其政府に密結して富源の餘澤に霑ふを固より肝要なりと雖ども奈何せん人民頑陋にして政府傲慢、西洋人を視て蠻貊と爲し仁義術且つ語るに懶し、況んや利とや陰に陽に之を嫌忌するの念あるが故に西洋人も久しく之れに接近するの機を得ざりしが支那れ日本と對岸にあるて歴史上榮辱相競ふるの關係もあれば日本の一擧一動に就ては最も穎敏に注目する折柄、近年此日本國の進歩異常にして西洋人に交り其文明を納き電線を架し鐵道を起し軍制兵式を西洋風に變じ軍艦銃砲亦皆な西洋の摸形と採り商賣交際衣服飲食の微に至るまで一に西洋風に從て開進し名聲世界に籍々たりしかば支那人の頑陋傲慢あるも亦自のら安んずる能はず日本の進歩に刺衝せられて漸く西洋の人を近づけ又漸く其文明の利器を導き電線を架し軍艦を造り砲臺銃砲の如きも亦西洋式を採り物論囂々異議百端ありし彼の鐵道敷設事件も論漸く和熟して追て其工事を西洋人に依托せんとするの模樣あり是に於てか西洋人も漸く支那れ官民に接近するの機會を得、利を談ずるの區域と廣めて富源の餘澤に霑ふと日にます〳〵深きに至れり卽ち事の成跡より見れば西洋人の着眼は素より支那の富源に在きとも單刀直入法を以て之れに近づくの難きを知り迂餘曲折法を以て先づ日本の開進を促して支那が對岸より觀望して之を羨み之を嫉むの餘漸く其夢に驚んとするに乘じて始めて其素志を成さんとせしものに似たり但し其此に出でるは彼の人々が相互に討議したるにもあらず又一名の指令者ありて之を經畫したるにも非ず彼れ東洋に對して其利害を同うせるが故に恰かも一個人の方寸に出でるが如き觀あるなれとも其實は偶然に出でたるの名策なりと云ふ可し偶然よても故意にても名策は名策なり、西洋國人にして今後若し支那國に接してます〳〵其富源に近寄らんとせば永く此名策を襲用せるれ外ある可らず而して今西洋人が差當り此策を成さんとするは目下日本の條約改正の際に於て成る可き丈け日本の文明を助長し其開進を促すの工夫專一あるべし條約改正果して公平寛大にしく税權は回復され治外法權は撤去され改正の箇條能く日本人を滿足せしむると同時に日本あくは西洋人の內地雜居を許し內外國人同法律れ下に在て政治共に談じ商賣共に營み冠婚葬祭花鳥風月共に樂んで和親密接共に文明の進路と快奔するときい支那は比隣の形勢として漫に之を傍觀するに忍びず日本にては鐵道ます〳〵延長す、支那も亦之と敷設せざる可らず日本にてれ外國人と雜居せしめて土地鑛山等の所有を許せり、支那も亦其覺悟あかる可らずと云々とて鐵道敷設を始め文明の器具と西洋諸國に注文し斯くて交通の便を開きて通商の區域を擴むるときは十八省中の商利、西洋國人の囊中に集るとも爲らん卽ち先づ日本れ開進と促して之と目前の刺衝物として支那人羨望の念と挑撥し其漸く開進の途に就くに乘じて商賣の區域を擴むるの手段にして西洋人の爲めに謀りて支那帝國の富源に近づくの方法は唯此一策あるのみあり然るに箇此に出でず日本の條約改正の際に於て或は偏僻の見を持し爲めに日本の開進を障碍せる等の拙擧あらば支那人は日本人の進歩踈躏せらるゝを見てます〳〵西洋人の嫌忌も可きを感じ彼等を以て容易に其富源に接近せしめざるに至らん卽ち日本條約改正の影響は東洋れ全局面に向て關係最も大あるが故に西洋國人は自から其利害を顧みて公平寛大勉めて日本の開進を促すとと相戾らざるれ覺悟なかる可らざるあり

官報

○閣令第十五號
三等郵便局長ハ判任官俸給令ニ依ラス一箇年四百圓以下ノ手當ヲ適宜支給ス
明治十九年六月十八日
內閣總理大臣伯爵伊藤博文

●虎列剌

流行地	月日	新患者	新舊死亡
兵庫縣	六月十五日	五十三人	四十四人
(但シ神戸區ニ新患十九人新舊死亡十八人)			
岡山縣	同	十二人	二人
廣島縣	同	十九人	十八人
愛媛縣	同	二十五人	十九人
大坂府	六月十六日	百 人	九十六人
(但シ四區西成郡ニ新患四十二人新舊死亡六十五人)			
岡山縣	同	十五人	五人
廣島縣	同	二十人	十八人
和歌山縣	同	四人	九人
愛媛縣	同	二十六人	二十三人

○流行地外虎列剌　愛知縣本月十三日十四日新患四人新舊死亡二人、滋賀縣本月十四日新患一人ナリ(愛知外一縣報告)
(以上本年六月十八日官報)

○露西亞朝鮮通商條約(去る十四日の續き)

第四款　露國人民ハ朝鮮國居留地ノ區劃外十里(朝鮮里數以下倣之)以內ノ場所ニ於テ土地及家屋ヲ賃借シ又ハ購求スルヿヲ得ト雖モ地方ノ法制ニ悖ルヿナク且朝鮮國官吏ノ定ムル所ニ據リテ其ノ地租ヲ拂フヲ要ス

第五款　朝鮮國政府ハ各開港場ノ埠頭ニ於テ倉庫ノ建築ニ適當ナル地所ヲ無代價ニテ貸與シ其ノ借地料地租其ノ他ノ諸税ヲ徵收セスシテ居留地議會ノ管轄ニ歸セシムヘキモノトス

第六款　露國人民ハ旅券ヲ携帶セスシテ朝鮮國ノ開港場ヨリ百里以內若クハ今後朝鮮國官吏ト關係アル諸外國官吏ノ協議ニ由リ特定スル區域內ニ於テ自由ニ旅行スルヿヲ得又露國人民ハ朝鮮國內ノ諸部ニ旅行シ地方ノ物產ヲ購買シ又ハ貨物ヲ輸送シテ販賣スルヿヲ得ト雖モ朝鮮國政府ノ允許ヲ經サル書籍及印刷物ハ此限ニ非ス但シ露國ノ商人及旅行人ハ自國領事ヲ經テ朝鮮國官吏ノ署名シタル旅券ヲ携帶スルヲ要ス此ノ旅券ヲ携帶セスシテ一定ノ區域外ニ旅行シタル者アルトキハ朝鮮國官吏ニ於テ之ヲ逮捕シ最寄露國領事官ニ交付スヘシ又旅券ヲ携帶セスシテ一定ノ區域外ニ旅行セル者ハ墨西其弗百枚以下ノ罰金ニ處シ併セテ一箇月以下ノ禁錮ニ處スルヿアルヘシ

第七款　朝鮮國ニ在ル露國人ハ居留地議會及警察其ノ他渾テ地方ノ靜謐ヲ維持スル爲メ朝鮮國官吏ト關係アル諸外國官吏ノ協議ニ由リテ定メタル諸規則ヲ遵奉スルヲ要ス

第五條

第一款　朝鮮國ノ開港場ニ於テ露國人民ハ禁制品ヲ除クノ外本條約ノ附錄ニ定ムル所ノ税率ヲ納メテ本國若シクハ他國ノ港ヨリ種々ノ物品ヲ輸入シ之ヲ朝鮮國人及他國人ニ販賣シ又ハ朝鮮國ノ甲開港場ニ於テ種々ノ物品ヲ購買シ更ニ之ヲ朝鮮國乙ノ開港場若クハ他國ニ輸出スルヿアルモ朝鮮國政府ヨリ之ニ干涉セサルモノトス

第二款　外國ノ諸港ヨリ輸入セシ荷物ノ關税ヲ納メタル後其持主若クハ受取人ニ於テ更ニ該荷物ヲ他國ニ輸出セントスル時該荷到着ノ日ヨリ十三箇月ヲ過ギサル間ハ其ノ裝包等ヲ變セサルモノニ限リ一旦納メタル輸入税額ノ代金證券ヲ領受スルコトヲ得但シ右代金證券ハ朝鮮國政府ニ於テ開港場ノ關税納金ニ收納シ又ハ現貨ト引換ヲ請フ者ニハ之ヲ引換フモノトス

第三款　朝鮮國ノ物產ヲ同國ノ甲開港場ヨリ乙ノ開港場ニ輸送シタルトキハ乙港ノ税關ニ於テ認メタル該荷物ノ到着證ニ據リテ甲港ノ税關ヨリ當初收納セシ税金ヲ返付ス若シ航路上破船シタル場合ニハ其ノ確固タル證據物件ニ據リ之ヲ返付スヘキモノトス

第四款　露國人民ニ於テ朝鮮國ノ開港場ヘ輸入セシ貨物ハ一定ノ關税ヲ納メタル後之ヲ該國自餘ノ開港場若クハ內地ニ運送スルヿアルモ更ニ税金若クハ運送税等ヲ拂フヿヲ要セス

第五款　朝鮮政府ハ人員及荷物ヲ同國ノ不開港場ニ搭送スルタメ露國ノ商船ヲ賃借スルヿヲ得又朝鮮ノ人民ニ於テモ同國政府ノ許可ヲ得テ之ヲ賃借スルヿヲ得 (未完)
(本年六月十四日官報)

雜報

○函館通信　六月十二日發
當地は大に暖氣みありたりと雖も未だ綿入を脫せざる人多く袷衣の下よフラネルの單衣位の氣候なれば晩咲の櫻桃杯は六月に入りて散り果て今や漸く新綠陰となし臥牛山色恰も米家の畫趣と表せり東京地方は雨勝とのことなれども當地の好天氣打續き氣候も隨て順當なり○當地町會所の建物は已に成効し先般岩村長官の臨席もありて開場式と施行せしが此町會所中に設立せる函館倶樂部も已に百二十名の加入ありて各種遊戯の具も略整頓せるを以て去る五日開會式を執行せり本會へは外國人の加入もありたるが故に是より官民上下內外彼我の會員相會同して有益の結果を見るに至るべし○商業は昨年に比すきは不景氣なるが如し是れ全く內地の不景氣が漸々波及するに由るなるべし尤中各地の物產の此地に輻湊せざるは本年は汽船會社の競爭全く止みて運賃割合に高貴なるが故に和船各地に直航して各物產と其輸入地に積取るも亦一大原因の中なるべし併し金融は此節稍々緩りたる有樣にて日歩も三錢より四錢五厘位迄あり○此程東京相撲劍山西ノ海の一行が來